

由利本荘市移住支援金 交付要件チェック表

< 2025年4月1日以降の転入者用 >

氏名 ()

(1) 移住元に関する下記要件の両方に該当している

- ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住、又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）に在住し（雇用保険の被保険者もしくは公務員として）東京23区内への通勤をしていた
- ☐ 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）に在住し（雇用保険の被保険者もしくは公務員として）東京23区内への通勤をしていた

※ ただし、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる

【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ・ 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・ 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・ 千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・ 神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2) 移住先に関する下記要件のすべてに該当している

- ☐ 平成31年4月1日以降に転入した
- ☐ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内である
- ☐ 由利本荘市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有している

(3) その他下記要件のすべてに該当している

- ☐ 同じ世帯の中に、すでに移住支援金を申請している者はいない
- ☐ 同じ世帯の中に、定住促進奨励金を受給している者はいない
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- ☐ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- ☐ 市税等の滞納がない

(4) 下記①～⑤のいずれかの要件に該当している

(4-①) 就職（専門人材を除く）の場合、下記要件のすべてに該当している

- ☐ 勤務地が東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）以外の地域に所在する
- ☐ 就業先が、秋田県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人である
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している
- ☐ 上記求人への応募日が、マッチングサイトにその求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
- ☐ 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていない

(4-②) 就職（専門人材）の場合、下記要件のすべてに該当している

- ☐ 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した
- ☐ 勤務地が東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）以外の地域に所在する
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない

<裏面へ続く>

(4-③) **テレワーク**の場合、下記要件のすべてに該当している

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施する
- ☐ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない

(4-④) 本事業における**関係人口**の場合、下記要件のすべてに該当している

- ☐ 由利本荘市移住まるごとネットワーク に登録した上で転入した
- ☐ 住民票を移す直前の3年間で、次の事業のうちいずれかに参加もしくは協力したことがある
 - ☐ ア) 本市が都市部及びオンラインで開催する移住イベント・相談会・就労体験等
 - ☐ イ) 本市が開催する移住体験・就労体験事業
 - ☐ ウ) 友好都市との交流促進事業
 - ☐ エ) 絆の里づくり事業
 - ☐ オ) ふるさと会交流事業
 - ☐ カ) ふるさと応援大使による本市PR事業
 - ☐ キ) 首都圏等でのPRイベント
 - ☐ ク) ふるさと納税感謝祭
 - ☐ ケ) サテライトオフィス利用促進事業
- ☐ 次の要件のいずれかに該当する
 - ☐ ア) 秋田県内で農林水産業に就業する者
 - ☐ イ) 秋田県内で家業等へ就業する者
 - ☐ ウ) 由利本荘市で新たに常用雇用される者（官公庁を含む）
 - ☐ エ) 由利本荘市で新たに事業を営もうとする者
 - ☐ オ) 地域づくり団体や町内会等へ加入し、地域活動に協力する意思を持つ者

(4-⑤) **起業**の場合、下記要件に該当している

- ☐ 1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けている

（５）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

- ☐ 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた
- ☐ 申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している
- ☐ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成31年４月１日以降に転入した
- ☐ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内である
- ☐ 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- ☐ 世帯全員に市税等の滞納がない

※なお、国等の他の補助金の交付を受けている場合（要件に必要なものを除く）は、対象外となりますので、ご了承ください。

（例）秋田県による「はじめての秋田暮らし応援事業」など

※交付要綱第12条についてもご確認ください。

（返還請求）

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その者に対し、由利本荘市移住支援金返還請求書（様式第9号）により期限を定めて、当該移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

（１）全額の返還

- （ア）虚偽の申請等をした場合
- （イ）移住支援金の申請日から 3年未満に移住支援金を受給した市から転出した場合
- （ウ）（就職の場合のみ該当）移住支援金の申請日から 1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （エ）秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に係る交付決定を取り消された場合

（２）半額の返還

移住支援金の申請日から 3年以上5年以内に移住支援金を受給した市から転出した場合